

定額複利預金

平成26年2月24日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由金利型定期預金（M型） 定額複利預金（預入金額300万円未満）（預入金額300万円以上）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長5年（据置期間6ヵ月） ・ 預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ 定額複利預金（10万円以上300万円未満） ・ 定額複利預金300（300万円以上1,000万円未満） ・ 1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 据置期間経過後は全部または一部（1万円以上1万円単位）の引き出しが可能です。 (ただし、引き出し後の残高が10万円未満となる一部引き出しはできません)
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 なお、預入期間①～⑥に応じた預入残高300万円未満・300万円以上の金額階層別利率を適用します。 また、預入時の金額が300万円以上で、一部引き出し後の金額が300万円未満となった場合は、その時点から、預入時の300万円未満の金額階層別利率を適用します。 ① 6ヵ月以上1年未満 ② 1年以上2年未満 ③ 2年以上3年未満 ④ 3年以上4年未満 ⑤ 4年以上5年未満 ⑥ 5年 ・ 据置期間(6ヵ月)経過後に、引き出しをする元金とともに支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算です。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 据置期間中に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03-3913-1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、

	<p>第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日が休日に該当した場合（自動継続・自動解約扱いは除く）、翌営業日を満期日とさせていただきます。 ・自動継続を停止した場合、最長預入期限以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・通帳・証書のお取扱いができません。 ・総合口座のお取扱いはできません。 ・ATMではお取扱いできません。
<p>14. 預金保険の付保</p>	<p>・預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本1,000万円までとそのお利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます）</p>